措置状況一覧表

監 査 結 果		所管部署	措 置 状 況
指摘事項	地方公営企業法施行令で随意契約を締結する際に必要とされている管理規程を制定しないことは法令等に違反しており、是正する必要があると認められる。	上下水道課（水道事業）	備前市契約規則第121条により、備前市水道事業に適用している。
指摘事項	市の庁舎、各種施設等については、備前市庁舎管理規則、備前市行政組織規則、各種施設に係る各種の規定により、管理の原則と、管理についての事務分掌等が定められている。しかし、職員等が購入した電気製品（以下「私物電気製品」という。）を、市の庁舎、各種施設等で職務遂行等の目的で利用・使用する際の手続等は、現在、公表されている例規集には掲載されていない。市の庁舎、各種施設等で私物電気製品を使用等している状況ではあるが、使用等に際しての規定等が無いため、私物電気製品を使用等することの可否等については、個々の職員の判断にゆだねられている状況である。したがって、市は私物電気製品の庁舎内での状況調査を行い、施設の管理者として、私物電気製品を使用する必要性、効率性を確認し、私物電気製品の使用等のルールを策定することを検討する必要があると認められる。	日生総合支所	全庁統一した運用が必要な案件と考えるため、部課等単体で個々様々な措置を講じない方が賢明である。